

福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年12月16日

規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例（令和3年福井市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用時間)

第3条 条例第5条第1項に規定する観光交流センターの利用時間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができるものとする。

2 指定管理者は、条例第5条第3項及び前項ただし書の規定により観光交流センターの利用時間の変更に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市観光交流センターの運営に関する承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 指定管理者は、市長の承認を得て利用時間の変更をするときは、あらかじめ当該変更後の利用時間を公表しなければならない。

(休館日に係る承認の申請)

第4条 指定管理者は、条例第6条第2項の規定により観光交流センターの休館日に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市観光交流センターの運営に関する承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、休館日を設けたときは、あらかじめこれを公表しなければならない。

(利用の承認の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により、利用の承認を受けようとする者は、指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該承認の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により利用の承認の通知を受けた者は、観光交流センターを利用する際に当該通知に係る書面を所持し、指定管理者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用の承認に係る内容の変更の申請)

第6条 利用者が、条例第8条第1項の規定により利用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者が別に定める申請書に前条第2項の利用の承認の通知を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認を受けた事項の変更を承認したときは、書面により当該承認を受けた者に通知するものとする。

(利用料金の額の決定)

第7条 指定管理者は、条例第10条第2項後段の規定により利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市観光交流センターの運営に関する承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めたときは、これを公表しなければ

ばならない。

(利用料金の後払いの申請)

第8条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金の後払いの承認を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の後払いの申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該後払いの可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金の免除の基準等)

第9条 条例第11条の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる場合及びその免除の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、この限りでない。

(1) 福井市が主催する事業の実施のために観光交流センターを利用する場合 利用料金の100パーセントに相当する額

(2) 地方公共団体（福井市を除く。）が主催する事業の実施のために観光交流センターを利用する場合 利用料金の50パーセントに相当する額

(3) その他指定管理者が市長の承認を得て特に必要があると認める場合 指定管理者が市長の承認を得て必要と認める額

2 指定管理者は、前項第3号の規定により利用料金の免除の基準に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ福井市観光交流センターの運営に関する承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項各号に該当することにより利用料金の免除を受けようとする

者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の免除について申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該免除の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用時間の変更及び休館日並びに利用料金の額及び利用料金の免除の額に係る承認)

- 第10条 市長は、第3条第2項、第4条第1項、第7条第1項及び前条第2項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について検討し、適当と認めるときは、福井市観光交流センターの運営に関する承認決定書(様式第2号)により指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の返還等)

- 第11条 条例第12条ただし書の規定により指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。この場合において、返還することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により観光交流センターを利用することができなくなった場合 利用料金の100パーセントに相当する額
- (2) 利用者が利用の承認に係る内容の変更の承認を受けた場合において、既に支払われた利用料金に過払額が生じた場合 その過払額に相当する額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者の間の均衡を失しない範囲内

において指定管理者が適当と認める場合 指定管理者が適当と認める額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第5条第2項の規定による通知に係る書面（利用の承認に係る内容の変更の承認を受けたときは、第6条第2項の規定による通知に係る書面）及び利用料金を支払ったことを証する書面を添付しなければならない。

4 指定管理者は、第2項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に書面により通知するものとする。

（利用の承認の取消し等）

第12条 指定管理者は、条例第15条第1項の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止させるときは、その旨を書面により利用者に通知するものとする。

（指定管理者の指定の申請等）

第13条 条例第21条の規定による指定管理者の指定（以下「指定」という。）の申請は、福井市観光交流センター指定管理者指定申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第21条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定を受けようとする期間内における観光交流センターの各事業年度の事業計画書

(2) 指定を受けようとする期間内における観光交流センターの各事業年度の収支予算書

- (3) 指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請法人等」という。）の概要を記載した書類
- (4) 申請法人等の定款その他これに類する書類
- (5) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書
- (6) 法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度に係る法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書等その他納税した事又は未納がないことを確認することができる書類
- (7) 指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定は、条例第22条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。この場合において、市長は、前項各号に掲げる書類の一部を省略して提出を求めることができる。

（指定管理者の事業報告書等）

第14条 条例第25条第4号の市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者が当該年度に行った観光交流センターの管理業務（以下この条において「管理業務」という。）についての自らの評価
- (2) 管理業務についての利用者の評価を調査した結果
- (3) 管理業務を他の指定管理者に引き継ぐ場合には、その引継ぎに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表観光案内所の項及びレンタサイクル取扱所の項の規定は、条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

(準備行為)

2 条例第18条の規定による指定管理者の指定その他指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、第13条の規定の例により行うことができる。

別表（第3条関係）

区分	利用時間
観光案内所	午前8時30分から午後7時まで
レンタサイクル取扱所	午前6時から午後11時まで
待合休憩スペース	午前6時から午後11時まで
階段広場	午前9時から午後10時まで

様式第1号（第3条、第4条、第7条、第9条関係）

年 月 日

福井市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者 (※)

(※) 代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

福井市観光交流センターの運営に関する承認申請書

福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例第5条第3項、第6条第2項及び第10条第2項並びに福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項及び第9条第1項の規定により、福井市観光交流センターの運営に関する諸事項について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用時間
- 2 休館日
- 3 利用料金 別添 利用料金表のとおり
- 4 利用料金の免除

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

様

福井市長

印

福井市観光交流センターの運営に関する承認決定書

年 月 日付で申請のあった福井市観光交流センターの運営に関する諸事項について、下記のとおり承認します。

記

- 1 利用時間
- 2 休館日
- 3 利用料金 別添 利用料金表のとおり
- 4 利用料金の免除

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

福井市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者 (※)

(※) 代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

福井市観光交流センター指定管理者指定申請書

福井市観光交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例第21条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 申請法人等の概要書
- 4 申請法人等の定款その他これに類する書類
- 5 登記事項証明書（法人の場合）
- 6 法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書等（法人の場合）
- 7 財務諸表関係書類
- 8 その他市長が必要と認める書類